



労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）について

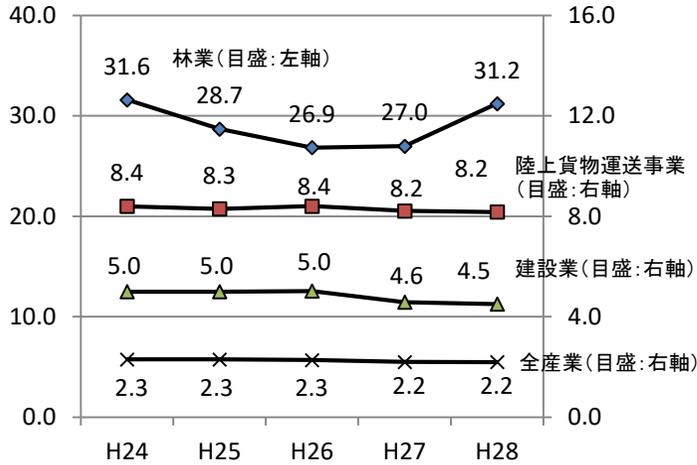
厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室

伐木等の作業における労働災害発生状況

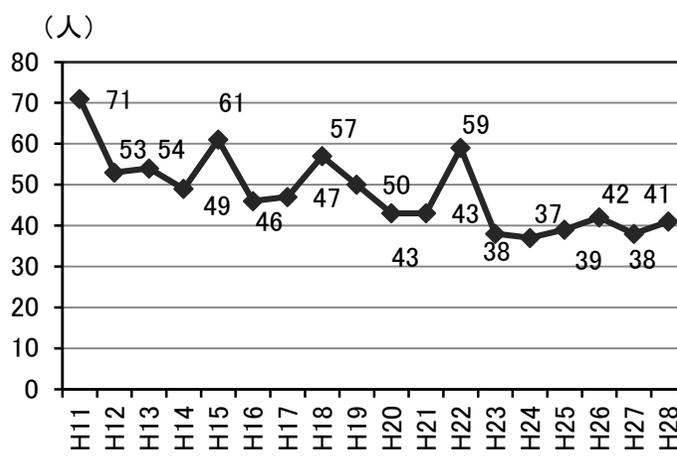
林業における死傷年千人率は、全産業と比べ高い。

林業における労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、平成23年以降の死亡者数は40人前後で推移。

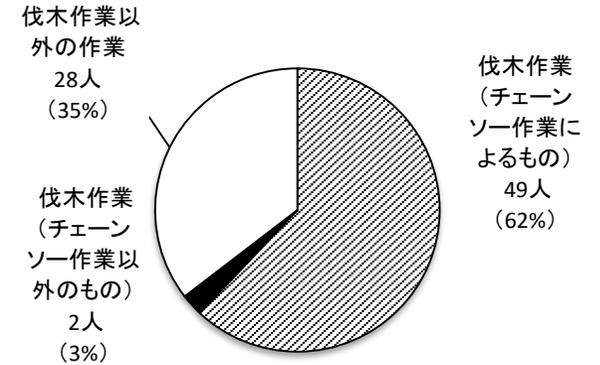
伐木作業（チェーンソー作業によるもの）中に発生した死亡災害は、全体の約6割。



《図1》 林業における死傷年千人率の推移



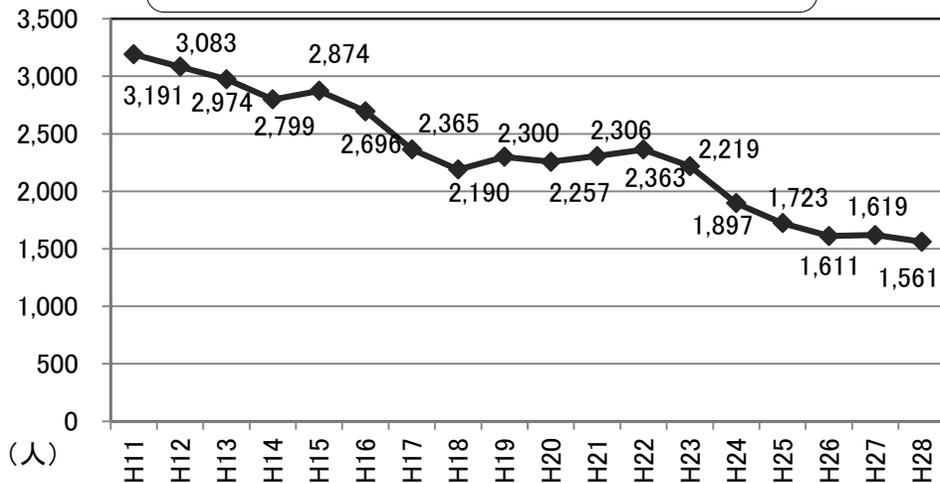
《図2》 林業における死亡者数の推移



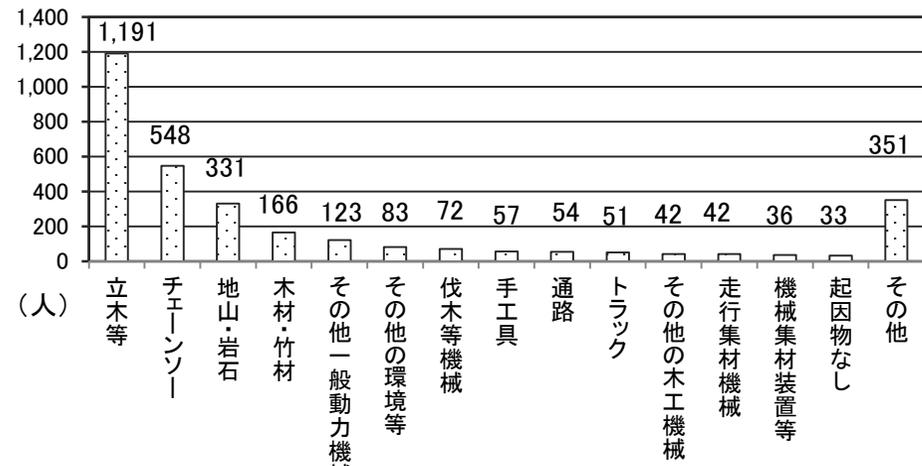
《図3》 林業における作業の種類別死亡者数(平成27-28年発生分79人の内訳)

林業における労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的には減少。

林業における労働災害による休業4日以上の死傷者数を起因物別で分析すると、立木等が約3割程度、チェーンソーが約2割程度を占めている。



《図4》 林業における休業4日以上の死傷者数の推移



《図5》 林業における起因物別休業4日以上の死傷者数(平成27-28年発生分3,180人の内訳)

伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書(平成30年3月6日)

1 趣旨

林業における労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、平成23年以降の死亡者数は40人前後で推移しており、改善がみられない。死亡災害の起因物は約6割が立木等であり、休業4日以上死傷者数であれば立木等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めている。労働災害の一層の減少を図るためには、伐木作業の安全対策を検証し、必要な措置を講じることが重要である。

林業では、「緑の雇用」事業等により若年者の入職がみられ、従事者のうち若年者が占める割合は上昇傾向にあり、従事者数は長期的には減少しているものの近年は下げ止まっている。また、人工林の半数以上が主伐木を迎えており、伐木作業が増加することが見込まれている。

このような状況を踏まえ、本検討会では、林業における労働災害の一層の減少を図るため、伐木等作業における安全対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 伐木等作業の安全対策のあり方
- (2) その他

3 参集者名簿

市原 紅美雄	林業・木材製造業労働災害防止協会 安全管理士
上村 巧	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業工学研究領域収穫システム研究室長
大屋 雅彦	全国森林組合連合会 担い手・雇用対策部担当部長
片平 成行	静岡県林業技術者協会会長
川端 省三	全国国有林造林生産業連絡協議会専務理事
佐藤 賢太郎	全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会 書記次長
高木 元也	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究センター長
鷹野 裕司	山梨県森林環境部県有林課長
広部 伸二(座長)	元独立行政法人森林総合研究所 企画部研究協力科長

(オブザーバー)

林野庁 林政部経営課林業労働対策室、国有林野部業務課

4 検討経過

第1回検討会(平成29年11月29日)

・伐木等作業における労働災害の発生状況について 他

第2回検討会(平成29年12月21日)

・伐木等作業における安全対策のあり方に関する論点について(1)

第3回検討会(平成30年2月14日)

・伐木等作業における安全対策のあり方に関する論点について(2)

・報告書(案)の取りまとめについて

※報告書公表(平成30年3月6日)

5 提言の概要

1 チェーンソーによる伐木・造材作業における災害の防止

(1) 胸高直径20cm以上の伐木作業で受け口を作ることなどの伐倒方法

(2) かかられている木の伐倒、あびせ倒しの禁止などのかかり木処理

(3) 労働者の下肢を防護する保護衣(防護ズボン、チャップス)の着用

2 教育の充実

(1) 伐木等作業の特別教育の安衛則第36条第8号と第8号の2の統合

(2) 特別教育の充実(かかり木の処理、防護衣の着用等)

3 国、地方公共団体、業界団体、労働災害防止団体等の取組

4 その他

(1) 車両系木材伐出機械等の作業計画に示すべき事項に、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送の方法を追加

(2) 修羅、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)(その1)

1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の見直しを行う。

2 改正の概要

(1) チェーンソーによる伐木作業等の特別教育の統合。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)の見直しを行い、「伐木作業に関する知識」の科目(学科教育)及び「伐木の方法」の科目(実技教育)の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加。

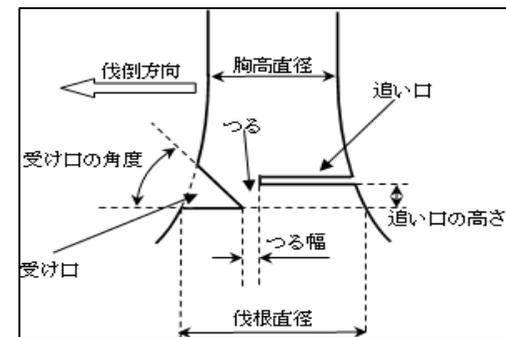
(2) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。

(3) 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものへ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。

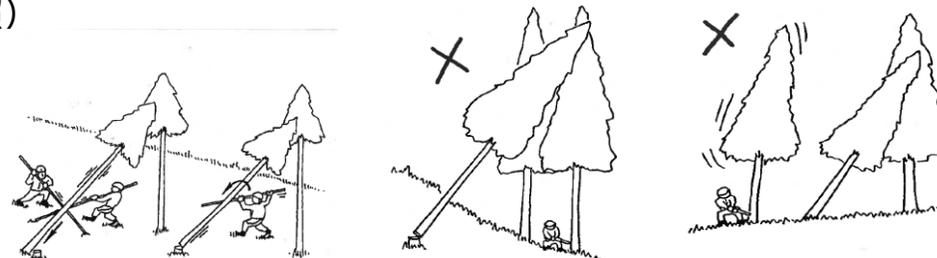
(図1参照)

(4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることとする。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止し、かつ、その旨を縄張・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。(図2参照)

(5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないこととする。(図3、4参照)



<図1> 胸高直径、受け口、追い口



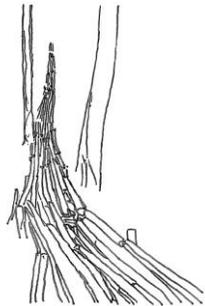
<図2> かかり木の処理

<図3> かかっている木の伐倒

<図4> 浴びせ倒し

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)(その2)

- (6) 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
- (7) 事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
- (8) 修羅（しゅら）による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。（図5参照）
- (9) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。（図6、7参照）
- (10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。（図8、9参照）
- (11) その他所要の改正を行う。



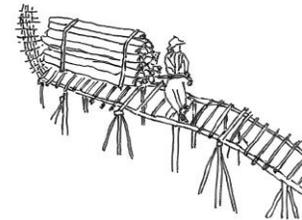
<図5>修羅の例



労働者の下肢の切創防止用保護衣の例
<図6>防護ズボン



<図7>チャップス



<図8>木馬と木馬道の例



<図9>雪そり運材の例

3 施行期日等

- 公布日・告示日 2019（平成31）年2月（予定）
- 施行日・適用日 2（8）及び（10）：公布日
2（1）：2020（平成32）年8月（予定）
上記以外：2019（平成31）年8月（予定）